

災害時の応援協定を締結

災害時における被災建築物の支援活動などに関する協定を、小平市建設業協会、一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部とそれぞれ締結しました。

この協定は、地震により被災した建物に対し、余震などによる二次災害を未然に防止するために実施する応急危険度判定や、地震や風水害などにより被災した住宅の応急修理などの業務を円滑に進め、早期再建へつなげることを目的としています。災害時には連携、協力し、災害対応

国民年金

国民年金保険料は、納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、法令で納付期限が定められています。納付期限までに納めなかった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。納めることが困難な場合は、保険料の免除や猶予の申請ができます。

納付期限を過ぎた納付書と納付書の使用期限

納付書には、納付期限と使用期限があります。納付期限を過ぎても、納付期限から2年間は納付書で保険料を納めることができます。

使用期限と表示されている納付書は、使用期限を過ぎると、その納付書では保険料を納められません。納付書の再発行など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(0003)004

◆民間委託業者が、電話や訪問をすることがあります

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方への納付や免除の案内業務を、株式会社アイヴィジット・東洋紙業共同企業体に委託しています。

なお、業者が電話や訪問の際、お金をお預かりすることやATMへ誘導して操作を依頼することなどはありません。

策活動を推進します。 問合せ 防災危機管理課 ☎042(346)9519

市民と議会の意見交換会

新しい議会となり、初めての意見交換会です。6月定例会に関する報告のほか、「新しい議会に期待する」とは「をテーマに皆さんと意見交換を行います。

たくさんの方からのご意見やご提案をお待ちしています。 とき 7月16日(日) 午前10時～正午

ところ 福祉会館小ホール

りません。不審な点があった場合は、お問い合わせください。

問合せ 株式会社アイヴィジット・東洋紙業共同企業体 ☎0570(021)781

令和5年度

国民健康保険税の納税通知書の発送

国民健康保険税の納税通知書を、7月12日(水)に発送します。今年度の国民健康保険税の変更点は、課税限度額の改定と低所得世帯への軽減の拡充です。

詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9530

国民健康保険

高齢受給者証を発送

70歳から74歳までの国民健康保険に加入している方が使用できる高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。前年の所得に応じて負担金の割合を判定し、8月1日から使用できる高齢受給者証を、7月下旬に発送します。

医療機関では、保険証と高齢受給者証を合わせて提示してください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

定員 40人程度 申込み 当日、会場へ(先着順) 問合せ 議会事務局 ☎042(346)9566

委員を募集

特別支援教育推進委員会

特別支援教育のより一層の推進を図るため、委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学中で、平日の日中に開催する推進委員会(任期中4回程度)に出席できる方 ※ほかの審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数 3人以内

後期高齢者医療制度

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

8月1日に更新

すでに交付されている住民税非課税世帯の方へ、新しい減額認定証を7月下旬に発送します。減額認定証を医療機関の窓口に表示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

◆自己負担割合が3割の方の限度額適用認定証(限度額認定証) すでに交付されていて、同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方へ、新しい限度額認定証を、7月下旬に発送します。

減額認定証や限度額認定証を希望する方は、お問い合わせください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

65歳以上の方へ

介護保険料額決定通知書

65歳以上の方に、介護保険料額決定通知書と納入通知書を、7月中旬

任期 9月～令和7年3月まで 報酬 1万2千円(日額) 申込み 7月26日(水)まで(必着)

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。会議録は、後日、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。

◆共同調理場運営委員会 とき 7月18日(火) 午後3時30分から

◆男女共同参画推進審議会 とき 7月25日(火) 午前10時から

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

◆3割負担の方 本人の合計所得金額が200万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で300万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で400万円以上の方が対象です。

◆2割負担の方 本人の合計所得金額が60万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額(合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額)の合計が、単身世帯で280万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で340万円以上の方が対象です。

◆1割負担の方 本人の合計所得金額が20万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で100万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で130万円以上の方が対象です。

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

東京都シルバーパスをご希望の方

介護保険料額決定通知書は、更新や新規取得の際に必要な書類です。大切に保管してください。

問合せ 東京バス協会 ☎03(530)6950

要介護・要支援認定などを受けている方に、8月1日以降適用の介護保険負担割合証を、7月中旬に発送します。届いたら、サービス事業者

問合せ 学校給食センター ☎042(345)2821

教育委員会定例会

とき 7月20日(木) 午後2時から

◆防災会議 とき 8月1日(火) 午後2時から

◆男女共同参画推進審議会 とき 7月25日(火) 午前10時から

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

◆3割負担の方 本人の合計所得金額が200万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で300万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で400万円以上の方が対象です。

◆2割負担の方 本人の合計所得金額が60万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額(合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額)の合計が、単身世帯で280万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で340万円以上の方が対象です。

◆1割負担の方 本人の合計所得金額が20万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で100万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で130万円以上の方が対象です。

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

戦没者追悼式

先の大戦において犠牲となられた方々を悼み、恒久平和の実現を祈念して戦没者追悼式を実施します。

戦没者のご遺族をはじめ、市民の皆さんの出席をお願いします。

とき 7月22日(土) 午前9時30分～10時30分

問合せ 学校給食センター ☎042(345)2821

教育委員会定例会

とき 7月20日(木) 午後2時から

◆防災会議 とき 8月1日(火) 午後2時から

◆男女共同参画推進審議会 とき 7月25日(火) 午前10時から

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

◆3割負担の方 本人の合計所得金額が200万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で300万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で400万円以上の方が対象です。

◆2割負担の方 本人の合計所得金額が60万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額(合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額)の合計が、単身世帯で280万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で340万円以上の方が対象です。

◆1割負担の方 本人の合計所得金額が20万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で100万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で130万円以上の方が対象です。

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

令和5年10月採用市職員募集

試験は、テストセンター方式(7月20日(木)から8月6日(日)のうち、都合のよい日程と会場を選択)で行います。

※事前に小平市ホームページで採用試験要項を確認してください。

問合せ 職員課 ☎042(346)9514

問合せ 学校給食センター ☎042(345)2821

教育委員会定例会

とき 7月20日(木) 午後2時から

◆防災会議 とき 8月1日(火) 午後2時から

◆男女共同参画推進審議会 とき 7月25日(火) 午前10時から

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

◆3割負担の方 本人の合計所得金額が200万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で300万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で400万円以上の方が対象です。

◆2割負担の方 本人の合計所得金額が60万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額(合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額)の合計が、単身世帯で280万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で340万円以上の方が対象です。

◆1割負担の方 本人の合計所得金額が20万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身世帯で100万円以上、または65歳以上の方が2人以上いる世帯で130万円以上の方が対象です。

◆緑化推進委員会 とき 7月28日(金) 午後3時～5時

サマージャンボ宝くじ

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月4日(火)～8月4日(金)

発売場所 全国の宝くじ売場

Table with 3 columns: 職種 (職), 採用予定人数 (採用予定人数), 応募資格 (応募資格)